

平成18年10月10日

関係者各位

〒108-0075 東京都港区港南二丁目18番1号
申立人 株式会社アドテックス
上記代表者代表取締役 前田大作

申立人代理人 弁護士 稲見友之
同 田邊勝己
同 片岡剛
同 福本修也
同 川瀬敏朗
同 寺島哲

再生廃止決定、保全管理命令発令、営業継続のご連絡

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社は、平成18年4月13日、東京地方裁判所に再生手続の申立を行い、同4月24日に再生開始決定をいただき、民事再生手続を行って参りましたが、別添の決定書のとおり、東京地方裁判所から、平成18年10月6日、再生手続廃止決定をいただき、同日、保全管理命令を頂戴し、保全管理人には、奥田洋一弁護士が選任されました。

再生手続の廃止を受け、今後は破産手続に移行する予定ですが、弊社は、裁判所の許可を受け、従来どおり営業継続し、破産手続による営業譲渡による事業継続を目指すこととなりました。

弊社は、民事再生手続内での営業譲渡を目指して参りました。これに対し、債権届けを提出している長井博實氏が、元代表取締役長谷川房彦氏の協力を得る内容の自主再生計画を提出し、これに賛成する取締役との対立が生じたことから、やむを得ず破産手続での営業譲渡を模索して参りました。

今般、東京地方裁判所から上記再生廃止決定を頂戴したことから、保全管理人のご指導のもと、弊社の希望のとおり営業を継続しながら営業譲渡を目指すことが可能となりました。

従いまして、お取引先の皆様方にはご心配をおかけしましたが、従来どおりのお取引を継続して頂き、円滑な営業譲渡にご協力して頂きたくお願い申し上げます。

営業の継続については、保全管理人のご承認を受けておりますので、是非ともご動揺なきようお願い申し上げます。

今後のスケジュールといたしましては、約1～2ヶ月間の保全命令期間に営業譲渡の事前準備を行い、破産決定後速やかに破産管財人により営業譲渡を終える予定にしております。

弊社としましては、営業譲渡により事業継続を行い、これまで弊社の製品のご愛顧をいただいている取引先様に今後も永続的な製品供給を行う予定でございます。

弊社は、ストレージの開発、製造、販売について業界において相応の地位を得ており、本来の技術力を活かした事業を継続したいと望んでおりますので、皆様方の更なるご支援とご理解を心よりお願い申し上げます。

敬具